

議 事 録

会議名	平成22年度第3回寒川町情報公開審査会 平成22年度第3回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成22年10月7日（木）9:40～12:10	開催形態	非公開
場 所	東分庁舎第3会議室		
出席者	委 員：片岡、清水、小沢、鶴園、浦 事務局：大久保（総務課長）、三橋（総務課主査）、吉田（総務課主任主事） 口頭意見陳述者：異議申立人（■■■■■氏）		
議 題	① 寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について （異議申立てに係る諮問） ② その他		
決定事項	なし		
議 事	別紙のとおり		
資 料	非公開		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日		浦 芳久 鶴園 二郎 (平成22年11月30日確定)	

① 情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について（異議申立てに係る諮問）

(1) 確認

- 第2回審査会（H22.9.8開催）の議事録案をもとに、見解や今後の流れを確認。
→質疑なし。

(2) 異議申立人の口頭意見陳述及び質疑（10時05分～11時00分）

- 会長が、審査の流れ及び注意事項を説明。

- 異議申立の主旨について、異議申立人が陳述。

概要：（仮称）広域リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」と記す）の建設に係る決定には、その他プラごみの分別リサイクル（以下「プラごみリサイクル」と記す）を実施するか否かの検討が必要不可欠である。プラごみリサイクルを行うか否かで施設の規模が大きく変わり、建設費用も変わってくるからである。また、プラごみリサイクルを実施するか否かの検討にあたっては、財政面、効果面、環境保護の面等から調査、検討がされているはずである。

これらの調査、検討に係る情報について、公文書の公開請求を行ったところ、実施機関は当該公文書を不存在とし、プラごみリサイクルを行う根拠は、法に基づくものであるとした。

しかしながら、議会の場等で実施機関から調査、検討結果に係る情報が部分的に提示されていることから、当該情報に係る文書が不存在であるということは不自然であると考ええる。また、プラごみを焼却する場合の情報について間違った説明が実施機関から町民に対しなされていることや、法を都合良く解釈していること等もあわせて考えると、実施機関は、リサイクルセンターの建設にあたり、都合の悪い情報は隠していると推測する。

町民に町政への理解を求めるためには、情報公開条例（以下「条例」と記す）第1条の主旨にのっとり、保有する情報を正しく提供すべきであると考ええる。

- 会長及び委員からの質問

* 実施機関や情報公開担当とのコミュニケーション不足が本件の一因であると考えるが、これに対する意見の有無について、質問あり。

→環境課（実施機関）とは、資料の有無について何度も議論を行っている。また、請求書の書き方については、情報公開担当から指示を受けている。これはコミュニケーションの問題ではない、と申立人が回答。

* 文書管理等の規程に基づき、廃棄済みのため不存在となっている資料もあるが、これに対する意見の有無について、質問あり。

→リサイクルセンターの建設について、議会に上程されたのは今年の3月か6月である。その時点で、政策決定をした根拠となる資料が存在するはずである。廃棄済みという不存在の理由は不自然である、と申立人が回答。

* 法の規定により、町での把握が不要である情報を不存在としている場合もあるが、これに対する意見の有無について、質問あり。

→法の規定の問題ではない。取り寄せてでも比較検討を行い、町民に説明すべき情報であり、また、すでに検討が行われているはずの情報であると信じている、と申立人が回答。

* 申立人が、求める資料は存在する、実施機関は隠している、と考える根拠は何か、質問あり。

→14億円という多額の費用を投じる事業に対し、私が要求する資料がない、つまり検討がなされていないということは考えられない。法律を根拠に未検討で実施するのであれば、そもそも情報公開制度は不要である、と申立人が回答。

→検討の要不要については政策評価等の問題であり、情報公開制度とは別問題である旨、会長が指摘。

→政策決定の過程を公開し、町民に町政への理解を求めるのが情報公開条例の

主旨であると考え、と申立人が回答。

＊請求内容について、請求書の記載と申立人の陳述内容のずれについて質問あり。
→請求書で必要な情報を細かく記載したのは、情報公開担当から文書を特定するための指示を受けたからである。政策決定をした際の基礎資料を住民に公開すべき、というのが本来の主旨である、と申立人が回答。

＊環境問題に関しては、技術進歩が非常に早く、技術進歩によりコストが変わってしまうこともある。このために、町が答弁した数値が変わった可能性もあると思うが、これに関する意見の有無について、質問あり。
→技術進歩があるのは承知しており、実際に値段はどんどん安くなっている。しかし、その議論をこの場で展開したいのではなく、情報をちゃんと公開してほしいだけ。技術進歩については今回は別問題だ、と申立人が回答。

＊審査会の結論として、不存在が妥当であるという答申が出る可能性について、これに対する意見の有無について、質問あり。
→不存在であったとしても、なぜ存在しないのかということを明らかにしてもらいたい。情報公開条例第1条は、そのように規定されていると考える、と申立人が回答。

＊申立書等の書面に記載したこと以外に、主張したい事項や補足したい事項はあるか、との質問あり。
→本件のように、住民への説明や情報の提示がなされないまま、大事な政策が決定されることは許されないことである。今後も、このような町の姿勢は正していきたい、と申立人が主張。

(3) 審査

○受付時の対応について、次の意見あり。
・申立人に当初請求してもらうべきだったのは、事業の実施が決定された政策会議等の添付資料だったのでは。
・大枠での請求を受けてから、詳細な情報に移行していくべきだったのでは。
・請求時に申立人の意図を明確に把握できていれば、請求書の記載方法について、適切なガイダンスができたのであろう。

○公文書の特定にあたっては、情報公開担当のみで行っているのか、質問あり。
→基本的には、請求者、事務担当課、情報公開担当の三者がそろって公文書の特定を行い、請求書を受け付けている。しかし、当町の条例では郵送等での請求も認めているので、その場合には、事務担当課に確認してから特定を行っている。今回の場合は、メールでの請求であったため、後者の方法で公文書の特定を行った旨、事務局が回答。

○条例第32条の「必要な情報を提供する」の解釈について、公文書を特定するためのガイダンス等のことを意味しているのか、住民が要求する情報を広く提供することを意味しているのか、質問あり。
→基本的には後者であるが、本条は努力規定である。公文書として存在しないが、町が保有している情報について、実施機関が自らの意思に基づき、その裁量により、求められた形に加工して提供することを規定している旨、事務局が回答。
→実施機関は、実施機関の裁量であるとしているが、条例第1条や自治基本条例をもとにこの第32条を考えると、「住民が求めるものは全部出し、それを説明するのが町の義務である」とも解釈でき、また、申立人の主張もここにあるのではないかと推測する。この部分でも、実施機関と申立人との間に認識の差があるのでは、との意見あり。

○保存年限について、次の意見あり。
・大規模な工事や大きな予算を伴う事業については、ある程度の事業実績が確定するまで、関係文書を保存するなど、保存年限の見直しについて配慮が必要である。
・議会事務局での文書管理に関し、議会議事録への付帯性が強い資料については、

議事録と同等の扱いをする必要があるのでは。

(4) 今後の審査の流れについて確認

○事務局で答申案をまとめる。

○答申案を確認するため、再度審査会を開催する。

○日程は、審査の迅速化と答申案の作成に要する日数を考え、10月25日(月)13時からとする。

② その他

○第2回審査会議事録について

→各委員確認のうえ、その可否について、事務局に連絡する。

以 上